

## 沿岸漁業改善資金の種類、貸付内容等の概要

注) 農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、六次産業化法、東日本大震災特財法が適用される場合には償還期限が延長されます。

注) 漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として水産庁長官が定める者は一部限度額が引き上げられます。

区分	資金種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	
経営 等 改 善 資 金	(1) 操船作業 省力化機器 等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操だ装置</li> <li>・遠隔操縦装置</li> <li>・サイドスラスター</li> <li>・レーダー</li> <li>・自動航跡記録装置</li> <li>・GPS受信機</li> </ul>	1台 100万円 " 50万円 " 400万円 " 180万円 " 120万円 " 130万円	500万円	7年以内 (1年以内)
	(2) 漁ろう作業 省力化機器 等設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動力式つり機</li> <li>・ラインホーラー等の揚縄機</li> <li>・ネットホーラー等の揚網機</li> <li>・巻取りウインチ</li> <li>・放電式集魚灯</li> <li>・漁業用クレーン</li> <li>・漁獲物等処理装置</li> <li>・海水冷却装置</li> <li>・海水殺菌装置</li> <li>・漁業用ソナー</li> <li>・カラー魚群探知機</li> <li>・潮流計</li> </ul>	1件 500万円 1台 120万円 " 120万円 " 500万円 1セット 200万円 1台 400万円 " 500万円 " 180万円 " 300万円 " 500万円 " 150万円 " 500万円	500万円	7年以内 (1年以内)
	(3) 補機関等 駆動機器等 設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む)</li> <li>・油圧装置</li> </ul>	1台 400万円 1台 500万円	500万円	7年以内 (1年以内)
	(4) 燃料油消費 節減機器等 設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船用環境高度対応機関</li> <li>・定速装置</li> <li>・発光ダイオード式集魚灯</li> </ul>	1台 2,400万円 " 120万円 1セット1,300万円	2,500万円	7年以内 (1年以内)
	(5) 新養殖技術 導入資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖施設、種苗、餌料等</li> </ul>	1人 400万円		4年以内 (2年以内)
	(6) 資源管理型 漁業推進資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等</li> <li>・低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等</li> <li>・漁獲の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設</li> </ul>		1,200万円	10年以内 (3年以内)
	(7) 環境対応型 養殖業推進 資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等</li> <li>・養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高波耐性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器等</li> <li>・これらに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医療品、餌料等</li> </ul>		2,000万円  (管理協定に基づく取組では1,200万円)	10年以内 (3年以内)
	(8) 乗組員 安全機器等 設置資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転落防止用手すり</li> <li>・安全カバー装置</li> <li>・揚網機安全装置</li> </ul>	1件 50万円 " 50万円 " 40万円	150万円	5年以内 (1年以内)

区分	資金種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	
経営等改善資金	(9)救命消防設備購入資金	・救命胴衣 ・消火器 ・イーパブ ・レーダートランスポンダ ・小型漁船緊急連絡装置	1件 10万円 1件 10万円 1件 60万円 1件 65万円 1件 130万円	130万円	2年以内(－) 5年以内(－)
	(10)漁船転覆防止機器等設置資金	・漁獲物の横移動防止装置 ・甲板下の魚そう	1件 30万円 1件 100万円	150万円	5年以内(1年以内)
	(11)漁船衝突防止機器等購入資金	・レーダー反射器 ・無線電話	1件 40万円 1件 40万円	120万円	5年以内(－)
	(12)漁具損壊防止機器等購入資金	・漁具の標識(灯火付きブイ, レーダー反射器付きブイ)	1人 70万円 団体等130万円		5年以内(－)
	(13)特認資金	・都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの(下記参照)	農林水産大臣が別に定める額		5年以内(1年以内)
生活改善資金	(1)生活合理化設備資金	・し尿浄化装置又は改良便そう ・自家用給排水施設(動力ポンプを除く) ・太陽熱利用温水装置	30万円 10万円 10万円		3年以内(－) 2年以内(－) 2年以内(－)
	(2)住居利用方式改善資金	居室(居間, 寝室, 子供室, 老人室等), 炊事施設(炊事場, 食事室等), 衛生施設(浴室, 便所, 洗面所等), 家事室等(家事室, 更衣室, 土間等)の改造	150万円		7年以内(－)
	(3)婦人・高齢者活動資金	漁船用機器, 漁具, 養殖施設, 加工用機器, 種苗, 餌料, 加工用原材料, 資材等	1団体 80万円		3年以内(－)
青年漁業者養成確保資金	(1)研修教育資金	国内研修(旅費, 教材費, 授業料, 視察費等) 国外研修(旅費, 教材費, 授業料, 視察費等)	1人 180万円 1人 100万円		5年以内(1年以内)
	(2)高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器, ソフトウェア, ファクシミリ, 制御装置等	1件 150万円		5年以内(－)
	(3)漁業経営開始資金	漁船, 機器, 施設, 漁具, 種苗, 餌料等	1人 2,000万円 1団体2,000万円 (水産庁長官の定める者にあつては5,000万円、部門経営の開始にあつては800万円)		10年以内(3年以内)

特認資金	のり活性調整機設置資金	70万円	5年以内(1年以内)
	のり攪拌機設置資金	100万円	
	アルミ合金スパンカー設置資金	50万円	